

# すみれが丘公園多目的広場管理運営委員会会則

## (目 的)

第1条 この会はすみれが丘公園多目的広場管理運営委員会（以下「本会」という）と称し、すみれが丘公園多目的広場（以下「多目的広場」という）の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

## (構成及び役員)

第2条 本会はすみれが丘町内会（以下「町内会」という）役員をもって構成し、町内会の役員を本会の役員とする。

## (事 業)

第3条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 多目的広場の利用調整に関すること。
- (2) 多目的広場の清掃、草刈り等に関すること。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

## (利用調整者)

第4条 多目的広場の利用申込受付、利用許可、利用調整を行うために利用調整者をおく。利用調整者は会長が会議にはかりこれを任命する。

## (市からの謝金の支出)

第5条 横浜市から支払われる管理謝金については、会長が受領し、次の順序で支出するものとする。

- (1) 利用調整者に対する謝礼
- (2) 清掃に関する経費
- (3) その他本会の事業に要する経費

## (会 議)

第6条 役員会をもって本会の会議とし、会長は必要に応じて役員会を開催する。

## (会 計)

第7条 本会の経費は、横浜布から支払われる管理謝金、その他の収入をもってあてる。

2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。
3. 決算報告を役員会に行い、承認を得るものとする。

## (委 任)

第8条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会にはかり定める。

付 則 1. この会則は昭和51年6月13日から施行する  
2. この会則は平成4年9月19日一部改定する  
3. この会則は平成17年2月26日一部改定する

## <すみれが丘公園多目的広場とは>

- ※ 第一公園東側にある、横浜市が設けた近隣の住民のための多目的広場です。
- ※ 当町内に「すみれが丘公園多目的広場管理運営委員会」を設け、この広場の管理運営にあたっています。
- ※ 利用の申込は、利用団体の責任者名で利用調整者に直接行って下さい。  
申込の詳細については、利用調整者にお問い合わせ願います。  
利用調整者の連絡先は、すみれが丘町内会の名簿を参照してください。

## <すみれが丘公園多目的広場使用許可条件>

すみれが丘公園多目的広場管理運営委員会

1. 周囲の住民に迷惑をかけないようにして下さい。  
例えば： ※早朝に大声等の騒音を発生させない。  
※周辺住民に迷惑を掛けるような路上駐車をしない。  
※グラウンド及び周辺での小用をしない。  
(当グラウンドにはトイレの設備はありません)
2. 発生させたゴミ（缶、ビン、弁当くず等）は、煙草の吸いがらを含め、必ず持ち帰って下さい。公園・グラウンド内にくず籠はありません。
3. 使用許可はグラウンド内のみであり、公園内でのキャッチボール等を行わないで下さい。
4. 使用後はグラウンドの清掃及び備え付けのトンボにて整地を行って下さい。
5. 硬式野球と金属スパイクシューズの使用は禁止です。
6. 自動車、オートバイ、自転車等をグラウンド内に入れしないで下さい。
7. 降雨、降雪等でグラウンドコンディションが悪いときは、使用しないで下さい。
8. 使用許可後、都合で使用を取り止める場合は、速やかに利用調整者に連絡して下さい。（無断使用中止をしないで下さい）
9. バックネットをサッカーのゴール代わりに使用しないで下さい。

以上の使用条件が守れなかった場合は、以降の使用をお断りすることになります。